

# 総務文教常任委員会資料

平成27年9月3日

教育委員会生涯学習課

## 公の施設の指定管理(生涯学習課所管)の更新(案)について

(平成25年度～平成27年度)

番号	施設名称	指定管理者	事業内容	指定期間
①	加東市東条文化会館	公益財団法人 加東文化振興財団	施設管理運営事業 貸館業務	平成25年4月1日～ 平成28年3月31日
②	加東市やしろ国際学習塾	公益財団法人 加東文化振興財団	施設管理運営事業 貸館業務	平成25年4月1日～ 平成28年3月31日
③	加東市滝野文化会館			

(平成28年度以降)

公募・非公募	事業内容	指定期間
公募	施設管理運営事業 貸館業務	平成28年4月1日～ 平成31年3月31日
非公募 公益財団法人 加東文化振興財団	施設管理運営事業 貸館業務	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日



## ◆加東市文化会館の指定管理について

### 1 施設の概要

#### ① 加東市東条文化会館

所在地	加東市天神66番地
開設年度	平成2年4月10日
構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建
建築面積	2,630.90m <sup>2</sup>
主な施設内容	ホール(固定客席574席)、ホワイエ、図書館
主な事業内容	施設管理運営事業、貸館業務

#### ② 加東市やしろ国際学習塾

所在地	加東市上三草1175番地
開設年度	平成3年3月6日
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 4階建
建築面積	2,330.44m <sup>2</sup>
主な施設内容	ホール(客席収容席700席)、コミュニティ施設、図書情報センター
主な事業内容	施設管理運営事業、貸館業務

#### ③ 加東市滝野文化会館

所在地	加東市下滝野1369番地1
開設年度	昭和59年3月
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
建築面積	1,355.70m <sup>2</sup>
主な施設内容	ホール(固定客席404席)、ロビー、会議室等
主な事業内容	施設管理運営事業、貸館業務

### 2 指定管理候補者の選定方法

#### (1) 施設設置目的

##### ①加東市東条文化会館

学術文化の振興を図り、魅力ある豊かな地域社会形成に寄与することを目的としている。

##### ②加東市やしろ国際学習塾

学術・文化の振興及び国際交流活動の推進を図り、健康で文化的な住みよい地域社会づくりに寄与することを目的としている。

### ③加東市滝野文化会館

市民の文化及び教養の向上をはかることを目的としている。

## (2) 施設の現状

### ①加東市やしろ国際学習塾

本施設は、現在、(公益財団法人) 加東文化振興財団が指定管理者となっている。

施設内には、図書情報センター（図書館）があるが廃止の計画案がある。

当館は、公共交通機関での来館が出来ず、駐車場の収容台数 288 台と多くはないが、ホールの使用用途が多目的で、多様なタイプの会議室を備えている。

加東市文化会館の事務所機能を集約しており、中心的な存在。

### ②加東市滝野文化会館

本施設は、現在、(公益財団法人) 加東文化振興財団が指定管理者となっている。

当館は、ホールをメインに、研修室、和室など様々なタイプの会議室を備え、文化的行事の開催や文化活動等での利用が主で、文化事業の活動拠点的存在となっている一方、利用者一人当たりの収入では最も低い水準である。これは、「文化施設使用料に係る減免基準」が影響し、施設の使用目的を踏まえ、新たな基準を設定する必要性がある。

### ③加東市東条文化会館

本施設は、現在、(公益財団法人) 加東文化振興財団が指定管理者となっている。

当館は、日本木管コンクールをはじめ各種の演奏会や音楽発表会、公演、演劇、映画などで利用されている。また、施設内に図書館を設置している。

施設は、駐車場スペースが 174 台と少なく、敷地が借地であり、空調設備も図書館と併用しているため光熱水費等は按分する必要がある。

施設の雨漏り、老朽化した舞台設備等の更新が問題となっている。

## (3) 非公募理由（加東市やしろ国際学習塾・滝野文化会館）

- ・文化会館の管理・運営に加え、加東市の文化振興を担うべく、小・中学校への出前公演や日本木管コンクールの入賞者による演奏会の自主的な企画など、学術文化の振興に積極的に貢献している。
- ・加東市が、加東文化振興財団に 100 % 出資していることから、「加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下、「本条例」という。）（平成 18 年 3 月 20 日条例第 58 号）第 5 条第 1 項に定めのある「市が出資等している法人」に該当し、本法人が指定管理を行うことで、より一層のサービスの向上と業務の効率化が期待されることから、本条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当する。

### 3 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成 27 年 9 月 8 日	募集の公告
9 月 8 日～10 月 7 日	募集要項の配布
9 月 8 日～9 月 28 日	質問事項の受付期間
9 月 15 日	現地説明会申込締切
9 月 24 日	説明会・現地説明会
10 月 5 日	質問回答期日
10 月 7 日	申請書の受付日
10 月 8 日～10 月 20 日	一次審査：書類審査
10 月 28 日	一次審査結果通知
11 月 5 日 午後	二次審査：事業ヒアリング(プレゼンテーション)
11 月上旬	指定管理者候補の選定
11 月 10 日	審査結果の通知
11 月 10 日～13 日	二次審査結果不服申し立て
11 月中旬	協定内容の協議
12 月上旬～下旬	指定管理者の議案提出・議決（12 月議会）
12 月下旬	指定管理者の指定告示
平成 28 年 1 月下旬	告示終了後指定管理者に指定通知書を送達
3 月下旬	基本・年度協定の締結
3 月下旬	業務の引継ぎ
4 月 1 日	管理業務開始